

「日本学生支援機構奨学金」 新規在学採用の申請について

下記の電話番号を必ず、個人の携帯電話の電話帳に
登録してください。

【 学生部厚生課 092-673-5991 】

【共通】

1. 資料「日本学生支援機構奨学金在学採用」の申請について
2. マイナンバー提出書類

【給付奨学金希望者】

3. 給付奨学金案内
4. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】

【貸与奨学金希望者】

5. 奨学金を希望する皆さんへ

- 1. 問合せ窓口について**
- 2. 日学 貸与奨学金について**
- 3. 日学 給付奨学金について**
- 4. 申請手続きについて**
- 5. 必要書類について**
- 6. 今後の説明会（予定）について**

奨学金のことで何か質問があれば、

『1号館3階 学生部厚生課』へ！

《窓口対応・電話対応時間：平日9：00～16：30》

ただし、問合せの際は

【 ①学籍番号、②氏名、③日本学生支援機構奨学金の件 】

と、必ず伝えてください。

厚生課電話番号：092-673-5991

～学力における申込み資格について～

下記の条件を満たしていないと申込みはできません。

2年次生：31単位以上取得していること

3年次生：62単位以上取得していること

4年次生：93単位以上取得しており、卒業見込みの者

※卒業延期になっている場合は申込不可

【重要ポイント①】

● 貸与奨学金

- ・ 第一種奨学金（無利子）

→ 借りた金額を返す

- ・ 第二種奨学金（有利子）

→ 利子分を加えて、返還する

～学力における申込み資格について～

下記の条件を満たしていないと申込みはできません。

● 第一種奨学金（無利子）

- ・ 1年次生：以下の、①もしくは②に該当すること

①高等学校卒業時の評定平均値が**3.5以上**

②**家計の支持者(父母など)が住民税非課税世帯で、**

学修に意欲があり、特に優れた学習成績を収める見込みがあること

～学力における申込み資格について～

下記の条件を満たしていないと申込みはできません。

● 第一種奨学金（無利子）

・2年次生以上：以下の、①もしくは②に該当すること

①成績評価(GPA)が学部・学科・学年内で上位1/3以内

②生計維持者(父母など)が住民税非課税世帯で、

学修に意欲があり、特に優れた学習成績を収める見込みがあること



～第一種奨学金 貸与月額について～ (下書き用紙 P.5)

※途中年次への
編入学者・再入学者は含みません

【2018年度以降入学者に関する貸与月額】

	大学		短期大学部	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	54,000円	64,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外	—	54,000円	—	53,000円
	—	50,000円	—	50,000円
	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

- 第一種奨学金の**最高月額**を利用するには、家計基準での審査があります
- 該当しなかった場合の希望月額も選択してください

～第一種奨学金 貸与月額について～(下書き用紙 P.6)

【2017年度以前の入学者に関する貸与月額】

	大学		短期大学部	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	54,000円	64,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外	—	54,000円	—	53,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

- 2017年度以前の入学者は、最高月額の利用でも家計基準での審査はありません



～第一種奨学金のみ希望かつ自宅外通学者について～

自宅外通学の区分で支給を受けるためには、

次のいずれかに該当している必要があります。

- ①実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



「自宅外通学」の月額を選択する場合、
自宅外通学であることの証明書類を提出する必要があります。

～学力における申込み資格について～

下記の条件を満たしていないと申込みはできません。

● 第二種奨学金（有利子）

2年次生：31 単位以上取得していること

3年次生：62 単位以上取得していること

4年次生：93 単位以上取得しており、卒業見込みの者

※卒業延期になっている場合は申込不可

～第二種奨学金 貸与月額について～

【全員】※入学年度・学部・通学形態によって区分されません

	大学・短期大学	
	自宅	自宅外
最高月額	120,000円	
最高月額 以外	110,000円	60,000円
	100,000円	50,000円
	90,000円	40,000円
	80,000円	30,000円
	70,000円	20,000円

第二種奨学金は利子がつくため、返済時には借りたお金以上を返す必要があります！

- 貸与する月額は、増額および減額できます
- 必要最低限の貸与を心がけましょう

【重要ポイント②】

- ①奨学金を返還する義務が、必ず発生します。

- ②お金を借りるのは、学生のみなさんです。
返還する義務は、みなさん自身にあります。

【重要ポイント③】

～返還について～

- ・いつから返還していくの??

⇒大学卒業から7カ月後の10月から返還開始

- ・毎月の返還金額はいくら??

⇒4年間で借りる合計の金額によって、

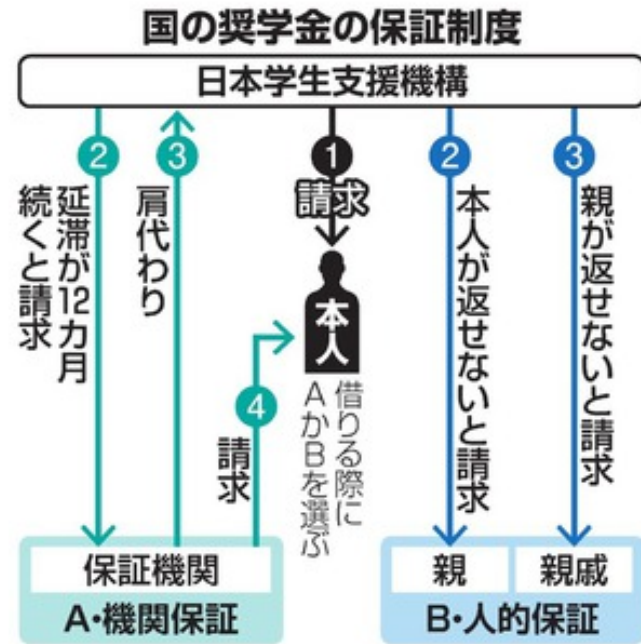
人それぞれ金額が異なります

朝日新聞
DIGITAL

2018年2月12日 05時01分

奨学金破産、過去5年で延べ1万5千人 親子連鎖広がる

諸永裕司、阿部峻介 2018年2月12日 05時01分



奨学金破産

国の奨学金を返せず自己破産するケースが、借りた本人だけでなく親族にも広がっている。過去5年間の自己破産は延べ1万5千人で、半分近くが親や親戚ら保証人だった。奨学金制度を担う日本学生支援機構などが初めて朝日新聞に明らかにした。無担保・無審査で借りた奨学金が重荷となり、破産の連鎖を招いている。

機構は2004年度に日本育英会から改組した独立行政法人で、大学などへの進学

こんな新聞記事を
見たことは
ありますか？

第二種奨学金、月額10万円を4年間借りる場合

貸与総額 = 10万円 × 12ヶ月 × 4年間 = **480万円**



返還期間は20年、最大で3%の利子がつく(卒業時に決定)

最終的な返還金額は・・・**645万！！**

奨学金を借りる金額
(=貸与月額)は、
必要な金額を。

返還の際は利子が加算
され、借りた額より多く
返還する必要がある。

100万円を4年間借りる場合

100万円 × 4年間 = 480万円

利子があるため
返還金額が
+ 165万円!

5%の利子がつく(卒業後)

最終返済額…645万!!

毎月4万円前後返していただけますか…??

初任給：約21万円 (R1 福岡県大卒平均初任給 ¥208,000)

厚生年金：2万円 健康保険：1万円 雇用保険：1000円

労働組合費：3000円 クラブ会費：3000円

手取り：約17万3千円

家賃：4万円 携帯代：1万円 光熱費：1万円 Wifi：1万円

食費：4万円 (Ex.650円×2食×30日=3万9千円)

他にもお金かかりませんか？
衣類・化粧品・生活用品
旅行・交際費・貯金 など
予期せぬ出費…

自由に使えるお金：6万3千円－奨学金2万円
= **4万3千円**

もう一度、毎月の貸与額を見直しましょう

【重要ポイント④】

- 必要のない奨学金は、**借りない**。
- 借りすぎていると感じたら、**減額**を考える。
- 奨学金を借りる必要がなくなった場合、**早急に辞退**する。

【重要ポイント①】

【授業料減免】

給付奨学金の支援対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。

学業やスポーツ等の成績により、

既に授業料が免除（減免）になっている学生については減免額が異なります。

※給付奨学金の支援対象者要件を満たしている方は、全員申請してください。

【重要ポイント②】

【日本学生支援機構の給付奨学金】

意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、

原則として返還義務のない奨学金を支給するもの



学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります！

さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、

学校から退学などの処分を受けた場合は、**返還が必要**になることがあります。



支援対象者の要件（基準）

次のいずれにも該当する人が支援対象となります。

家計

学業等

その他



～学業等における申込み資格について～

【1年次生】 次のいずれかに該当すること

- ア. 高等学校における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- イ. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ウ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること



～学業等における申込み資格について～

【2年次生以上】 2019年度末の学業成績が次のいずれかに該当すること

ア. **成績評価(GPA)**が学科・学年内で**上位1/2以内**

イ. 以下の単位を有し、かつ、将来、社会で自立し活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

1年次終了時：**31** 単位以上取得していること

2年次終了時：**62** 単位以上取得していること

3年次終了時：**93** 単位以上取得しており、**卒業見込**の者



学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する人は採用されません

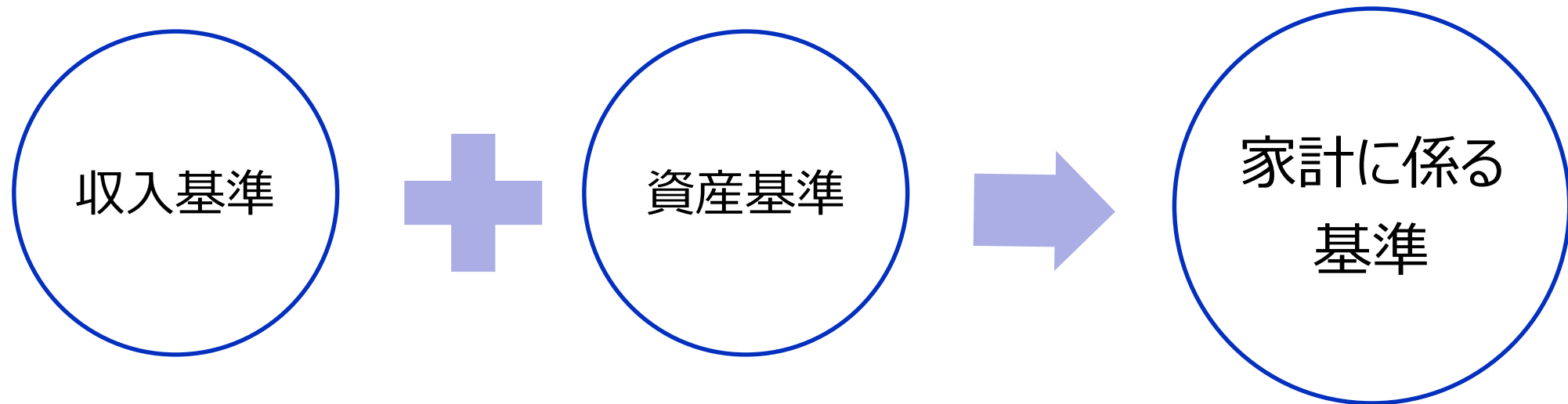
区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）



～家計に係る基準ついて～

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

(該当しない人は採用されません)



- ・収入基準の審査には、学生本人と生計維持者（父母等）のマイナンバーをJASSOへの提出が必要です。
- ・「収入基準」については、「進学資金シミュレーター」で確認してください。



～家計に係る基準ついて～

①収入基準

【第Ⅰ区分】 学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

【第Ⅱ区分】 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が
100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が
25,600円以上51,300円未満であること



詳細は「進学資金シミュレーター」にて必ず確認してください。



～家計に係る基準ついて～

②資産基準

学生本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満

（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること



詳細は「給付奨学金案内」にて確認してください



～その他の基準について～

(1) 大学等への入学時期等に係る基準

高校卒業や高卒認定試験の合格日から浪人等により入学までに一定期間を経過している者

(2) 在留資格等に係る基準

外国籍の場合、決められた在留資格を有している者



詳細は「給付奨学金案内」にて確認してください



～給付月額について～

世帯所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円



生活保護を受けている生計維持者と同居している人
及び児童養護施設等から通学する人は、給付金額が異なります。



～第一種奨学金と併給する方について～

第一種奨学金を貸与している、または新たに申込み学生で、給付奨学金に採用された場合、第一種奨学金の月額が下表のとおり減額または増額されることがあります。

学校種別・給付奨学金の区分		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	21,700円	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	22,900円	17,400円



生活保護を受けている生計維持者と同居している人
及び児童養護施設等から通学する人は、金額が異なります。



～自宅外通学者について～

自宅外通学の区分で支給を受けるためには、

次のいずれかに該当している必要があります。

- ①実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



「自宅外通学」の月額を選択する場合、
自宅外通学であることの証明書類を提出する必要があります。

【重要ポイント③】

偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合は、不正によって得た奨学金の1.4倍に相当する額の返還が求められます。

【重要ポイント④】

～本学独自の給付奨学金との併給について～

奨学金の種類によって、併給が一部制限されます。



申込みを現時点でとりやめる必要はありません

今回の書類を提出すれば 奨学金が4年間振り込まれるわけではありません！！！！

- 申請・継続についての、
複数の説明会への出席および手続きが必要です。
- 各種手続きの期限を必ず守ってください。
- 手続きを怠った場合、奨学金が廃止になります。
- 年度末に1年間の成績等を踏まえて次年度の継続が判断されます。

※手続き期限に間に合わない場合は、事前に、厚生課に連絡してください。

事前に連絡が無い場合、期限を過ぎた後の受付は、出来ません。

**5/7(木)
~5/11(月)**

①必要書類の確認・提出
ユーザID・パスワードの受け取り

~5/13(水)

②インターネット上での入力

~5/15(金)

③マイナンバーを各自、指定先へ送付

~5/18(月)

④スカラネット入力準備用紙等を厚生課に再提出

7/10(金)

⑤奨学金の入金有無を確認

4.申請手続きについて

①必要書類を確認・提出およびユーザID・パスワードの受け取り

※最終日は大変混雑します。

日 程	時 間	場 所
2020年5月 7日(木)	9 : 00~16 : 30	1号館2階 S201教室
5月 8日(金)		
5月 11日(月)		

★ 必要書類を上記日程内に提出してください。（**上記日程以外では受付不可**）

★ 書類に不備等が無い場合のみ、「ユーザID ・ パスワード」を配付します。

②インターネット上での入力

受領した「ユーザID・パスワード」を使い、

パソコンで「スカラネット入力下書き用紙」の内容を入力する

※必ず期限内に入力してください！！



インターネットによる「奨学金申請データ入力」締切日
2020年5月13日（水）

～ 自宅にパソコンが無い場合は、大学内のパソコンを使用してください～

③マイナンバーの提出について

「マイナンバー（個人番号）の提出方法」に沿って、
各自で指定先へ送付してください。

《 注意 》

- ・インターネット申請後にすみやかに送付する
- ・確認書類は間違いがないか？
- ・簡易書留にて送る
- ・提出書は正しく記入されているか？

マイナンバー送付締切日
2020年5月15日（金）

- ④ 貸与奨学金 「スカラネット入力下書き用紙」 を厚生課に提出

- ⑤ 給付奨学金 「スカラネット入力下書き用紙」 ・ 「申請書（A様式1）」 ・ 「学修計画書（書類提出時に該当者のみ配付）」 を厚生課に提出

「スカラネット入力下書き用紙」厚生課提出締切日
2020年5月18日（月）16：30

※期限内に提出がない場合は、奨学金申請辞退とみなします。

- 「スカラネット入力下書き用紙の内容」と「インターネット入力の内容」を職員が確認します。
- 内容に不備・確認事項がある場合、
学生の皆さんの携帯電話に連絡します。
(不在着信が入っていれば、折り返してください。)

「スカラネット入力下書き用紙」厚生課提出締切日

2020年5月18日（月）16：30

※期限内に提出がない場合は、奨学金申請辞退とみなします。

⑥奨学金の入金有無を確認

★ ATMで「通帳記入」を行い、各自で確認してください。

初回奨学金振込日：2020年7月10日（金）
以降の入金日は日本学生支援機構のHPで確認できます



★対象者：申込者全員

※ 1つでも不備 ・ 不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(1)確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書
(冊子『奨学金を希望する皆さんへ』に同封)

(2)記入済みの「スカラネット入力下書き用紙」
(冊子『奨学金を希望する皆さんへ』に同封)

(3)奨学金振込口座の通帳の表紙等のコピー
口座名義 (学生) ・ 金融機関名 ・ 支店名 ・ 支店番号 ・ 口座番号が分かるページ

★対象者：該当者のみ

※ 1 つでも不備 ・ 不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(4) 父母両方の収入に関する証明書類

※『奨学金を希望する皆さんへ』P.31～37を熟読してください

(5) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

(6) 社会的養護を必要とするものであることを証明する書類

(7) 特別控除に関する証明書類（家庭の事情がある場合のみ）

★対象者：第一種奨学金のみ希望し自宅外月額選択者

※1つでも不備・不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(8) «令和2年4月から、自宅外通学である証明書類»

在寮証明書や独り暮らしの賃貸借契約書(コピー可)など

自宅外に家賃を支払って居住していることがわかる、本人氏名の記載がある

証明書類

※自宅外通学に該当する条件について「スカラネット入力下書き用紙」のP.5で必ず確認してください。

5.必要書類について (貸与奨学金)

(2)確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

※併用貸与者は、2種類とも提出 (第一種、第二種)

<注意事項>

- (1)ボールペン使用必須
- (2)朱肉を使う印鑑をそれぞれ使うこと
- (3)該当する人物が記入をすること
 - ・ 父母欄は未成年のみ記入必須
 - ・ 父子、母子家庭はどちらか一方のみ記入
- (4)同上不可
- (5)本人住所欄は、**現住所**を記入

※押し直しは
押印済みの印に接触しないこと

鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

5.必要書類について (貸与奨学金)



～スカラネット入力下書き用紙の記入について～

★ここからが特に重要です★

手元にスカラネット下書き用紙を準備してください

※下書き用紙に表示している内容は2020年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2020年度
スカラネット入力下書き用紙
【貸与奨学金のみ申込み用】
(大学・短期大学・専修学校専門課程)

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO
Japan Student Services Organization

貸与奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。
在学している学校が確認大学等（給付奨学金対象校）であり、給付奨学金と貸与奨学金の両方の申込みを希望する場合は、給付奨学金案内に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】」を使用してください。

インターネットによる奨学金申込み（スカラネット）にあたっては、「奨学金を希望する皆さんへ」（以下「奨学金案内」）を熟読し、申込内容を保護者（親権者又は未成年後見人）と相談して決めてください。「奨学金案内」及び以下の注意事項を参照してこの下書き用紙に記入し、間違いがないことを確認した上で日本学生支援機構のスカラネット用ホームページにアクセスして入力してください。入力が完了すると、「奨学金申込情報一覧」が表示されますので、内容を再確認し、画面を印刷するなどして、保管してから「送信」ボタンを押してください。なお、「送信」ボタンを押した後に内容を訂正することはできません。

氏名	学籍番号	学部・学科・分野	入力の際に必要な項目です。学校の担当者に必ず正しい名称を確認してください。
受付番号			入力が完了し、「送信」ボタンを押した後にこの受付番号が画面に表示されます。マイナンバー提出書にも記入する必要があるため、必ず記入しておいてください。

スカラネット入力の際に、手元に用意する書類
以下の3点は、必ず手元に用意してください。
・学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
・奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子15ページに貼り付けてください。）
・マイナンバー提出書（緊急採用・応急採用の申込みを除く）

スカラネット用ホームページアドレス (URL) <https://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間 8：00～25：00（最終締切日の受付時間は 8：00～24：00）
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）

【スカラネット入力内容記入欄】
※インターネットで申し込む際は、「奨学金案内」39ページ「文字入力」を参照して文字を入力してください。

ログイン
あなたの識別番号（ユーザID）とパスワードを入力して、下の「ログイン」ボタンを押してください。
(注)パスワード入力の際は全角・半角・大文字・小文字の区別をします。

ユーザID パスワード

パスワードはスカラネット入力時は無効番号での表示になります。入力エラーに陥る場合は、入力した文字を目で見て確認できるよう、最初にユーザID欄に入力し、それをコピーして貼り付けてみてください。

「確認書類同意書」の提出
※大学等定期採用で給付奨学金を申込みの場合は、「確認書類同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件書」を「給付申込条件書」に読み替えてください。
あなた（あなたが未成年（20歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書類同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名・押印した「確認書類同意書」を提出しましたか。
・貸与申込条件書
・個人情報情報の取扱いに関する同意事項
※「個人情報情報の取扱いに関する同意事項」には、返済するとあなたの個人情報（個人情報情報）が登録される等、重要な内容が記載されています。
○提出しました。
○提出していません。
下の「決定等を表示」ボタンを押して決定等（保証委託約款を含む）を確認し、了承する場合はのみ、申込を行ってください。
※決定等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。
学校に「確認書類同意書」を提出した後、再入力してください。

決定等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

決定等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。



～保証制度について(下書き用紙 P.8) ～

・「人的保証」か「機関保証」どちらかを選んでください

「人的保証」

人に保証を引き受けてもらう制度
(連帯保証人・保証人)

「機関保証」

保証料を支払い

保証機関の保証を受ける制度

4/8
H-保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

併願又は併用で申し込み (2/8 画面 C-奨学金申込情報) にて、(2)、(4)、(5)、(6)、(7) を選択した場合)、かつ 2/8 画面 F-奨学金貸与情報) にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります(「人的保証」のボタンは押せません)。また、第二種奨学金の保証制度はこの画面で選択します。

4/8
H-保証制度

1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証 (ボタンが押せません)
- (2) 機関保証

所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」になります。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

- (1) 人的保証
- (2) 機関保証

希望する保証制度を選択してください。なお、今回第一種奨学金の貸与を希望し、かつ 2/8 画面 F-奨学金貸与情報) にて第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合は、第一種奨学金の保証制度は「機関保証」となります(「人的保証」のボタンは押せません)。「奨学金案内」17 ページも参照してください。

①人的保証について

連帯保証人：あなたと連帯して返還の責任を負う人

- ・原則として父母のどちらか
- ・未成年者の場合は親権者（または未成年後見人）

保証人：あなたや連帯保証人が返還できなくなった場合、
あなたに代わって返還する人です。

- ・原則として本人および連帯保証人と別生計で父母を除いた
65歳未満の4親等以内である成年親族
(例)叔父、叔母、姉、兄等

①人的保証について

連帯保証人・保証人の選任には様々な条件があります

【例】

- 配偶者（婚約者を含む）でないこと
- 未成年・学生等でないこと
- 債務整理中（破産等）の人でないこと
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超えることになる場合は、保証人はその時点で満60歳未満でなければいけません

詳しくは、「奨学金を希望する皆さんへ」

P23～25で確認をしてください



（5）特別控除に関する証明書類

【参考1】 ①～⑤項目に該当する場合は、
内容等を確認して該当項目の書類の提出が必要です

- ①父子、母子家庭
- ②障がいのある人がいる世帯
- ③単身赴任
- ④長期療養を要する人がいる世帯
- ⑤火災・風水害または盗難等の被害を受けた世帯



★対象者：**申込者全員**

※ 1 つでも不備 ・ 不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(1) 給付奨学金確認書 （冊子『給付奨学金案内』に同封）

※『給付奨学金確認書の記入例』を熟読してください

(2) スカラネット入力下書き用紙 （冊子『給付奨学金案内』に同封）

(3) 奨学金振込口座の通帳の表紙等のコピー

口座名義（学生）・金融機関名・支店名・支店番号・口座番号が分かるページ

(4) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】

★申請書裏面の注意事項をよく読み、記入してください。



★対象者：**該当者のみ**

※1つでも不備・不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(6) 「2019年度 課税証明書」

※学生本人が現在住民税を課税されている場合のみ提出

(7) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

(8) 施設等在籍証明書（施設長発行）

児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）

措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等



★対象者：**該当者のみ**

※ 1 つでも不備 ・ 不足がある場合は②インターネット上での入力に進めません!!!

(9) «令和2年4月から、自宅外通学である証明書類»

在寮証明書や独り暮らしの賃貸借契約書(コピー可)など
**自宅外に家賃を支払って居住していることがわかる、本人氏名の記載がある
証明書類**

※自宅外通学に該当する条件について「給付奨学金案内」のP.6で必ず
確認してください。

6.今後の説明会（予定）について

詳細は、掲示板・K'sLife等でお知らせします。必ず確認してください。
無断で説明会を欠席し、必要な手続きを怠ると、奨学生としての資格が取消になる可能性があります。

日 程（予 定）	説 明 会
2020年 6～7月頃	<p style="text-align: center;">「返還誓約書（借用証書）」 についての説明会（貸与奨学金）</p> <p>お金を借りるにあたって契約の手続きをする説明会です</p>
	<p style="text-align: center;">「誓約書」についての説明会（給付奨学金）</p>
2020年12月 ～2021年1月頃	<p style="text-align: center;">「継続願」についての説明会</p> <p>次年度の奨学金貸与に係る説明会です</p>

- ・その他にも複数回にわたって説明会が実施されます。
- ・万が一、指定の書類確認や説明会に出席できない場合は、事前に、厚生課にご相談ください。

奨学金は、借りるもの
今使っている奨学金は、4年後に自分が返還するお金

必要以上に、借りない。
多いなと感じたら、貸与月額を減額しましょう。

奨学金に関することで、困った時は・・・
厚生課へすぐ連絡してください！

卒業後、きちんと返還が出来るように
充実した大学生活を送りましょう！



奨学金のことで何か質問があれば、

『1号館3階 学生部厚生課』へ！

《窓口対応・電話対応時間：平日9：00～16：30》

ただし、問合せの際は

【 ①学籍番号、②氏名、③日本学生支援機構奨学金の件 】

と、必ず伝えてください。

厚生課電話番号：092-673-5991